

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第 11 号

2011年11月15日発行

[事務局] 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室

[編集] 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

☎03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik.kccj@gmail.com

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

「外国人被災者」への支援を

◆東日本大震災から8カ月

3月11日、東日本大震災で被災した青森・岩手・宮城・福島・茨城の5県には、91,147人の在日外国人が暮らしていました。そのうち「災害救助法」が適用された市・町・村に住む外国人は75,281人となり、その内訳は中国27,755人、韓国・朝鮮12,199人、フィリピン9,617人、ブラジル7,270人、タイ3,859人と続き、在留資格別では「永住者」19,685人、「日本人の配偶者等」7,920人、「特別永住者」6,598人……などとなります。

しかし、震災から8カ月たった現在でも、私たちは外国人被災者に関する情報を断片的にしか知り得ていません。

それは、外国人被災者の居住地が5県にわたり、また154市・区・町・村のあまりにも広範囲に及ぶこと、カトリック教会につながるフィリピン人や在日韓国教会のエスニック・コミュニティがわずかに点在するものの、外国人のほとんどがコミュニティを形成することなく地域社会の中で孤立して生活してきたこと、そして日本社会において周縁化されてきたからです。

彼ら彼女ら外国人被災者、とりわけ1990年代以降、東北の農村・漁村へ日本人との国際結婚で

移住して来た中国人女性、韓国女性、フィリピン人女性たちとその子どもたち、また、戦前から日本に住む在日韓国・朝鮮人高齢者たちは、被災地あるいは避難地、仮設住宅で、声も出せず、絶望的な状況に耐えています。

私たちは、孤立して困難な状況に置かれている外国人被災者一人ひとりの安否を確認して励まし、一人ひとりの生活が再建されるために、協働していききたい、と思っています。

それを行なうには、多くの時間と労力が必要とされることでしょう。しかし私たちは、それを始めなければならないのです。

◆7月の国際シンポジウムから

外キ協は7月25～26日、「東日本大震災と外国人——日・韓・在日教会の宣教の課題」を主題として、第15回外登法問題国際シンポジウムを在日韓国YMCAで開催しました。そこには、「韓国基督教教会協議会(韓国NCC)正義と平和委員会」と「韓国教会在日同胞人権宣教協議会」から8人、外キ協に加盟する各教派・団体および各地外キ連の代表者26人が参加しました。シンポジウムの最後には共同宣言を採択し、「私たちは、被災した外国人にかかわる情報を共有し、各

教派・団体、各市民団体、各関係機関の支援活動と連携して、①被災した在日韓国・朝鮮人高齢者に対して、生活支援を行なう、②日本人と結婚あるいは死別し、孤立している外国人被災女性に対して、精神的ケアと生活支援を行なう、③被災した外国人住民の子どもに対して、就学支援を行なう」ことを、日・韓・在日教会の共同の宣教課題とすることを確認しました。

シンポジウムの翌日には、韓国教会の参加者と共に宮城県に向かい、東北ヘルプ（仙台キリスト教連合被災支援ネットワーク）の案内で被災地をめぐり、外国人被災者への支援について協議しました。

これを機に外キ協と東北ヘルプで準備を進め、9月、共同プロジェクトを始めることにしました。

◆「外国人被災者支援プロジェクト」とは

私たち「外キ協」と「東北ヘルプ」は、第一期（2011年9月～2012年8月）として、次のことを取り組みます。

1◇調査活動

外国人被災者、まず移住女性とその子どもたちに対する実態調査。すでに9月から予備調査として、宮城県下の韓国女性、中国人女性への面接調査を始めました。

2◇支援活動

実態調査から見えてくる外国人被災者のさまざまなニーズに応えるために、母語による精神的ケアをはじめ、生活再建に向けた各種支援制度の活用などの総合的なサポート、また、孤立している外国人被災者を、各地域で支える人びとやコミュニティと繋げていくこと、そして中長期的には「外

国人被災者支援センター」を仙台に設けて、支援活動を岩手県や福島県へと広げていきます。そのためにも、外国人被災者と接することが多い被災地にある教会やNPO、自治体窓口で活用してもらうために、1995年の阪神淡路大震災を契機に作られたNGO神戸外国人救援ネットとの共同で、冊子『＜外国人の社会福祉・社会保障・医療制度＞相談ハンドブック：2011』を発行し配布していきます。

3◇情報の共有と発信

調査活動と支援活動から得られた外国人被災者に関する情報を、他の諸団体からの情報と共有しながら、日本の教会と社会に発信していきます。また、外国人被災者が現在の困難な状況を打破して生活再建を図るために必要な課題を、日本社会と世界に提起していきます。

⇒11月以降、東北ヘルプのホームページ

<http://tohokuhelp.com>

外キ協のホームページ

<http://gaikikyo.jp>

に最新情報を掲載していきます。

4◇取り組みの連携

これらの活動を、被災地にある教会をはじめ、全国の教会関係団体やNGO、NPO、弁護士、研究者のネットワークと連携しながら行ないます。

◇これらの活動は、JEDRO（日本キリスト教協議会エキュメニカル震災対策室）を通して海外の教会からの献金、外キ協の会員など日本・在日教会のキリスト者や市民の献金によって支えられることを願っています。

東北ヘルプとは・・・

◇「仙台キリスト教連合」は、これまで仙台圏を中心にしたカトリックとプロテスタントのキリスト教諸教会で合同クリスマス会などを開催してきました。そして2011年3月の東日本大震災に際して、被災者と被災地域に対する支援を行なっていくために、3月24日、「仙台キリスト教連合被災支援ネットワーク（東北ヘルプ）」として発足しました。

◇東北ヘルプはいま、被災支援の多くの現場と繋がって活動しています。その一つは、被災児の学用品支援であり、また仮設住宅における後期高齢者や、震災によって家族を亡くされた家庭に対する食事支援サービス、幼児や低学年の子どもに対する学習支援など、さまざまな取り組みをしています。

◆連絡先◆

〒980-0012 宮城県仙台市青葉区錦町 1-13-6 エマオ（日本基督教団東北教区センター）2F D

電話：022-263-0520 / FAX：022-263-0521 / Eメール：tohokuhelp@image.ocn.ne.jp

ホームページ <http://tohokuhelp.com/>

◆「外国人被災者」調査◆月報 2011年11月号

(2011年9～10月調査)

◆作成◆

NPO笑顔のお手伝い

仙台キリスト教連合被災支援ネットワーク（東北ヘルプ）

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

◆私たち「東北ヘルプ」と「外キ協」は、「NPO笑顔のお手伝い」と共に、まず1990年代以降、東北の農村・漁村へ日本人との国際結婚で移住して来た中国人女性・韓国人女性・フィリピン人女性たちとその子どもたちに対する調査から始めることにしました。

◆第一次調査として9月～10月、地元の教会やNPOなどのルートを通して、宮城県下の移住女性、おもに、日本人と結婚した韓国人女性、中国人女性に対する面接調査を始めました。

<仙台市とその周辺>

◇韓国人Aさん

66歳。（日本に来て）35年在住。震災にて店が損壊し、4月に閉店。夫・日本人（76歳）も高齢であり、店の再建は不可能。今後の生活が心配。（自治体からの）義援金なし。

◇韓国人Bさん

40歳。12年在住。飲食店を経営していたが、震災でかなり損壊して、店を再開できない。自宅も家財など損壊するも、義援金なし。

◇韓国人Cさん

57歳。30年在住。家屋の壁が崩落し、家財すべて損壊するも、「一部損壊」認定。義援金なし。夫・韓国人（56歳）が失業し、生活再建が困難、とりわけ子ども（高2）の教育費が困難だという。

◇韓国人Dさん

57歳。15年在住。夫・日本人（58歳）は会社員。敷地の地盤が沈下し下水管損壊、屋根瓦が崩落、家屋が傾斜。「大規模半壊」認定。市から義援金あり。

<県北地区>

◇韓国人Aさん

64歳。8年在住。家屋が古く、震災により損壊、「一部損壊」認定。義援金なし。生活のため仕事を探したが、雇用状況が悪く無職。夫・日本人（56歳）は会社員。夫の母（81歳）と弟（54歳）

も同居。高齢者家族であり今後の生活が心配。

◇韓国人Bさん

48歳。夫・日本人（55歳）。家の天井が崩落、家財すべて損壊、家屋は傾斜。「一部損壊」認定。義援金なし。保険も未加入。さらに養鶏の鳥が全部死。今後の生活がたいへん不安だという。

◇韓国人Cさん

56歳。家屋の壁崩落、家財損壊するも、「一部損壊」認定。義援金なし。夫・日本人（59歳）は農業を営むが、農機具も損壊。夫の母（83歳）、弟（56歳）とも同居し、高齢者の家族であり今後の生活にたいへん不安だという。

◇韓国人Dさん

57歳。在住8年。夫・日本人（63歳）は震災後、無職に。自宅のローンの支払いも困難に。震災後の心労で体重が15キロ減少し病気になってしまったが、お金がなく入院もできず、自殺を図る。

◇フィリピン人Eさん

39歳。14年在住。永住権取得。震災後に夫・日本人（60歳）が急病で死去。夫の借金があり、財産をすべて処分。わずかなお金だけが残る。子ども4人（小学6年・3年・2歳・1歳）。地域ではほとんど雇用機会がないため、無職。

◇韓国人Fさん

53歳。家屋などに被害が出るも、「一部損壊」

認定。義援金なし。夫・日本人（54歳）は農業。夫の母（87歳）も同居、子ども2人（高3・中2）。震災で農業被害があり、現在も野菜作りがうまくいかず、生活が困難。妻として固定収入を望むが、雇用状況が悪く働けない。抑うつ状態になり現在も通院中。

◇韓国人Gさん

47歳。在住10年。家屋が一部損壊するも、義援金なし。夫・日本人（54歳）は会社員。子ども1人（小学3年）、夫の母（83歳）と弟（53歳）も同居。6年ほど仕事に就くが、交通事故で体を悪くし、仕事ができない。早く体を直し仕事をしたいが、年齢と外国人のため就職が困難。子どもも小さいので、お金が必要だという。

◇韓国人Hさん

34歳。在住2年6カ月。夫・日本人（50歳）は会社員。夫の母（82歳）と同居。震災のとき自宅にいました。大きな被害はありません。義援金なし。

◇韓国人Iさん

49歳。在住5年。夫・日本人（58歳）は農業。震災のとき自宅にいました。大きな被害はなく、家財が壊れた程度です。義援金なし。

◇韓国人Jさん

50歳。在住8年。夫・日本人（51歳）は会社員。夫の母（71歳）と同居。今回の震災で病気がひどくなり、帰国したいが、余裕がないので我慢しているという。

◇韓国人Kさん

52歳。在住7年。夫・日本人（58歳）は農業。震災後、精神的に不安な日々が続く。職を求めると求人がない。義援金なし。

◇韓国人Mさん

55歳。在住9年6カ月。夫・日本人（54歳）は会社員、子ども（高2）。家屋や家財に被害があるが、義援金なし。「震災にて生活の全てがおかしくなりました。行っていた職場も無くなりました。今後の生活資金・教育費が心配です」という。

◇韓国人Nさん

53歳。夫・日本人（57歳）は大工。夫の母（80歳）と同居。家財に多くの損害、家屋も損壊が出たが資金的に厳しく直せない状況。義援金なし。

◇韓国人Oさん

70歳。娘夫婦と同居。在住11年。娘の夫・日本人（48歳）は会社員、娘・韓国人（43歳）は自営業。家屋も家財も損壊。義援金なし。

< 県南地区 >

◇韓国人Aさん

57歳。夫・日本人（56歳）は無職。家屋・屋根瓦が崩落、家財すべてが損壊するも、「一部損壊」認定。義援金なし。震災後1週間は避難所生活。

◇韓国人Bさん

43歳。在住5年。夫・日本人（58歳）は会社員。夫の母（83歳）、息子（3歳）。津波で家が流され、全財産喪失。現在、アパート暮らし。義援金は国、韓国、市、夫の会社からあり。

◇韓国人Cさん

58歳。在住9年。夫・日本人とは震災前は何事もなく暮らしていたが、震災後に心労と風邪から病気になり、半年入院後、9月に死去。親類縁者との財産を含め協議が未だできていない。

◇韓国人Dさん

60歳。夫・日本人（74歳）は農業。家屋等の被害は少ないが、高齢のため心配。

◇韓国人Eさん

52歳。夫・日本人（59歳）は会社員。家屋にヒビが入り、家財に損傷、「一部損壊」認定。

< 沿岸周辺 >

◇中国人Aさん

37歳。津波にて家が全壊。仮設住宅にて夫・日本人（48歳）、子ども2歳と4歳の娘と生活。義援金あり。現在、夫は現地に雇用がないため仙台に通いで仕事をしている。自分も家計を支える

ため、子どもを幼稚園に預け、地元の民宿にてアルバイト中。子どもも小さく、今後の住居・生活が心配。子どもたちの冬の衣類がない。

◇中国人Bさん

在住 14 年。津波にて家が全壊。夫・日本人（60 歳）が津波にて死去。仮設住宅で子ども（小学 3 年と 6 年）と住む。夫が保険等にも未加入であったため義援金のみ。相続する財産もない。現在、地元の民宿にてアルバイト。今後、住居・生活・子どもの養育が心配。今の状況だと暮らしていくことが大変困難だという。

◇中国人Cさん

39 歳。津波にて家が全壊。夫・日本人と中学 2 年の子ども仮設住宅にて生活。義援金あり。夫が無職になり、自分も雇用を求めているが、地元にはないため別の町にて求職中。今後の住居・生活が心配。

◇フィリピン人Dさん

仮設住宅。現在、夫・日本人が震災後に無職になり、また病気になったため、家計を支えるために 3 歳の子どもを抱え、別の市にて仕事に就いている。

◇韓国人Eさん

56 歳。2010 年 6 月より居住。津波にて家が床上浸水、「大規模半壊」の認定。車が流され夫・日本人（66 歳）が骨折の重傷で、2 か月間入院。夫の年金で暮らしていたが、経済的に苦しくパートに出る。だが、ストレスで仕事ができない状況。現在、家の畳などを修理して自宅で暮らしているが、家財や服なども全て消失し、生活が困難。行政から入院費のみおりた。

⇒緊急を要する家庭については、追加調査し、緊急支援を行なっています。

*「義援金なし」とあるのは、赤十字社などからの義援金が市町村を通して支給されていますが、住居については全壊／大規模半壊／半壊と認定されないと、支給されないからです。

*なお、地域によって面接した韓国人女性の数と中国人女性の数に偏りがあるのは、調査の糸口のルートによるものです。今後は、調査地域を広げると共に、フィリピン人女性やタイ人女性へと調査対象を広げていきます。

「共生のいしずえ」献金のお願い

募金期間：2011 年 11 月～2012 年 8 月（第一期）

●募金目標額：500 万円

東北の外国人被災者 75,000 人には、
75,000 人の「支え手」「協働者」が必要です。
一人ひとりが「支え手」「協働者」となってください。

◇外国人被災者を支援する取り組みは、海外の教会をはじめ、
日本教会・在日教会のキリスト者や市民の祈りと、献金によって支えられています。
◇皆様の祈りと、「共生のいしずえ」献金（一口 1,000 円）をお願いします。

●献金送付先

○郵便振替 00120-0-763841 □座名：外キ協被災者支援

○三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店（普通）0435182 □座名：ガイキキョウ被災者支援

2012 年 1 月から

外キ協は新たに出発します

2012年基本文書

外キ協の到達点と「今後の新たな展開」に向けて

◆2012年1月26日◆

○この文書は、2011年1月の第25回外キ協全国協議会に提案され、各地外キ連および各教派・団体の中で討議された意見を、7月25日の全国運営委員会でまとめたものです。

○2012年1月26日、外キ協は「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」として出発します。

はじめに

2009年7月、外登法を廃止して「新たな在留管理制度」と「外国人住民票制度」に移行する入管法・入管特例法・住民基本台帳法の改定案が国会で成立した。この新制度は3年後、すなわち2012年7月から実施される。

戦後間もなく1947年に外国人登録制度が始まったが、今回の法改定は、60年以上に及ぶこの制度を全面的に改編し、在日外国人を「特別永住者」「中長期在留者」「非正規滞在者」という三つのカテゴリーに分けて管理／排除しようというものである。

これに対して私たちは、新たな取り組みを始めなければならない。そのために私たちは、これまでの外キ協運動の到達点を確認し、2012年1月から、新たな展開を目指していく。

第1章 外キ協運動25年間の到達点

(1) 外キ協「前史」

戦後日本において、「外国人は煮て食おうと、焼いて食おうと自由」とする外国人管理制度が、在日韓国・朝鮮人など外国人の居住、生活そのものを規制していた。外国人登録の3年ごとの切り替えを忘れてだけで検察庁に送られた在日韓国・朝鮮人は、年間5000人。登録証をつい忘れて外出したため、不携帯として検察庁に送られた数も、年間3200人にも上った(1954年～80年の年平均)。

1970年代、在日韓国・朝鮮人二世を中心に民

族差別撤廃の闘いが各地で始まった。

そして1980年、指紋拒否の闘いが始まった。この闘いは「たった一人の反乱」と称されたように、在日韓国・朝鮮人にとっては、それまで南北分断の政治イデオロギーに色濃く支配されていた民族組織の枠を超え、個人の主体的決断による自立した闘いとして展開された。

このことは、1970年代の在日韓国・朝鮮人二世たちの闘い、すなわち「在日」としての民族差別撤廃闘争の新たな展開として、それまでの「政治運動」「社会運動」とは違う質と広がりをもたらした。

またこの時期、崔善恵さんや辛仁夏さんが拒否するなど、14歳と16歳(1982年改定から、指紋押捺・常時携帯義務年齢が14歳から16歳に引き上げられた)の在日三世が、最初の確認申請のさい指紋拒否をしたことは、日本人にも、また在日韓国・朝鮮人社会にも「問題」の所在を問いかける大きなインパクトとなった。

1955年の指紋制度実施から毎年のように、押捺を拒否する在日韓国・朝鮮人は散発的であれ続いていたが、それが80年代に入って大衆的「拒否運動」として開始されたのである。

指紋拒否の闘いに呼応して、「拒否者支援」「不告発」運動として自治体労働者の取り組みが始まると共に、地方議会で外登法の改正を求める決議が次々と上がっていった。また各地で、指紋拒否者を「支える会」がつくられ、裁判闘争を担った。

これらのことは、外国人登録令の導入(1947年)から指紋制度の強行実施(55年)に至る過程において、多くの日本人がそれらを見守り・無関心で容

認する中で、在日韓国・朝鮮人が孤立無援のまま反対闘争、拒否行為に出ざるをえなかったことと、大きく異なる点であった。

(2) 「外キ協」の結成

1980年代前半、日本各地で「指紋拒否者を支える会」が作られた。それが84年以降は、「指紋拒否者と共に闘う会」として、各地に市民団体が作られていった。すなわち、「外国人」に指紋押捺を強制する外登法を無関心のまま維持させてきたのは「日本国民」である、という「当事者」意識に基づいて、指紋拒否運動に参加する日本人が増えていったのである。全国で150近く数えたこの「草の根」運動体の多くが、教会を中心に（あるいは連絡先・事務局として）、自発的に積極的に作られていった。

このような各地域での教会の取り組みは、1984年「関西外キ連」「京滋外キ連」の結成、85年「関西代表者会議」の結成、86年「関東外キ連」の結成へと導き、87年1月の「外キ協」結成に至るのである。

1987年1月15日、キリスト教界13の教派・団体および各地外キ連が総結集して「外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会＝外キ協」が結成された。

そして同年には「中部外キ連」「神奈川外キ連」「九州・山口外キ連」が結成されていき、次いで「北海道外キ連」「広島外キ連」結成が続いた。

この過程は、時間的系列を超えて、「外キ協」という全国組織が結成されて「外キ連」という地方組織が作られるというのではなく、各地の「外キ連」が結集して、全国的な協議会としての「外キ協」が構成されていった、ということである。この点できわめてユニークな組織形成と言えるが、「外キ協」結成へのこの過程は、地域教会に根ざした多くの「外キ連の担い手」によって「外キ協」運動を支える、という今日に続く「原動力」を形作ったのである。

もちろん、「外キ協」結成に至る背景には、「日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会」や「日本基督教団在日韓国朝鮮人・日韓連帯特別委員会」「日本カトリック正義と平和協議会」など、各教派・団体のそれまでの取り組みと人的ネットワークが、大きく寄与した。

こうした教派・団体としての取り組みは、1980年代において、在日大韓基督教会の牧師・信徒たちの突出した闘いと、カトリック宣教師たちの徹底した闘いに突き動かされて、すでに始められていた。そして「外キ協」結成に際しては、ごく自然に、カトリック教会とプロテスタント教会の「共同の取り組み」、エキュメニカル一致運動の具体化として開始されたのである。

また、1980年代指紋拒否運動の大きな特質として、教会の世界的なネットワークを通して、韓国やアメリカ、カナダなどの海外教会や世界教会機関からの具体的な「支援」と「連帯」があったことである。そして「外キ協」も、その「窓口」として、日本の人権問題を世界の諸教会に発信していった。

(3) 日・韓・在日3教会の共同の取り組み

1965年、日韓条約が結ばれた。その際、在日韓国人に対する子々孫々の永住資格を主張する韓国政府を押し切って、三代限りの永住資格とする「日韓法的地位協定」の締結に持ち込んだ日本政府の法務官僚たちは、次のように考えていた。すなわち、1980年代、90年代になれば在日韓国・朝鮮人の世代交替によって帰化・同化傾向が深まり、日本政府としてもその緩やかな促進政策を推進していけばいいだろう、25年後の再協議（1991年問題）なども必要なくなるか、あるいは大きな争点にはならないだろうと目論んでいたわけである。

しかし日本政府は、1980年代における指紋拒否運動の高揚によって、永住資格の存続問題だけではなく、在日韓国・朝鮮人の処遇全般（外登法問題をはじめ再入国問題、公立学校教員・地方公務員採用問題、民族教育問題、地方参政権問題など）にわたっての「1991年問題」への対応を迫られたのである。

在日韓国・朝鮮人にとって指紋拒否は、外登法の指紋制度に象徴される「外国人管理・差別制度」全体に対する「否！」という叫びであった。また日本人も、「指紋」問題を通して、在日韓国・朝鮮人の「法的地位」全般へと認識が広がっていった。

この「1991年問題」を日・韓・在日3教会の共同課題として取り組むべく、外キ協は1990年、韓国基督教教会協議会に対して「外登法問題国際

シンポジウム」を呼びかけ、同年7月、第1回国際シンポジウムを日本で開催した。

これをきっかけに、3年に2回、韓国と日本で交互に国際シンポジウムが開かれ、在日韓国・朝鮮人の法的地位の問題をはじめ、歴史認識問題、戦後補償問題、移住労働者・移住者の人権問題など、日本社会および韓国社会が直面している諸課題について真摯な対話を重ね、「共同の取り組み」を始めることになった。

(4) 「外国人住民基本法」の作成

1993年1月、外登法が改定され、永住者・特別永住者のみ指紋免除となった。しかし、外キ協はすべての外国人からの指紋制度全廃を主張し続けた。

また1990年代は、戦後補償を求める運動が全面展開されると共に、移住労働者・移住者が急増し、外キ協も各地外キ連も、これらの課題に取り組んでいった。各地の市民団体の多くも、同様であった。この二つの大きな課題にあって、「外登法問題」は後景に退いたように見えたが、私たちのこれらの取り組みの出発点として、また帰結点として「外登法問題」があった。

在日韓国・朝鮮人と、彼ら彼女らに連帯する日本人、私たちキリスト者は1970年代以降、「国籍条項」という厚い壁の隙間を一つ一つこじあげながら、その不条理を明らかにしようとしてきた。だが1980年代の指紋裁判もそうであったが、それが「勝訴」することは、きわめて稀であった。

日本政府が言うように、また多くの裁判所が判示するように、私たちの主張が間違っているからであろうか？ いや、そうではない、私たちのほうが正しいのだ、という確信を、1990年代以降、国連の自由権規約委員会や社会権規約委員会、子どもの権利委員会、人種差別撤廃委員会での審議とその勧告から、私たちは得るようになった。外キ協が他の人権NGOと共に「日本におけるコリアンおよび外国人に関するNGO共同レポート」を作成して、国際人権活動に積極的に参加するようになったのは、1990年代からである。

その中で、日本政府第3回報告書審議後の自由権規約委員会の「意見」(1993年11月4日)、日本政府第1回報告書審議後の子どもの権利委員会の「総括所見」(98年6月5日)、日本政府第4回

報告書審議後の自由権規約委員会の「総括所見」(98年11月5日)をかちえた。

こうした国際人権活動の中で、私たちが改めて痛感したことは、①他の多くの国がそうであったように、本来、日本が国際人権規約に加入した時点で「外国人基本法」が、人種差別撤廃条約に加入した時点で「人種差別禁止法」が制定されるべきであった。しかし日本政府は、その努力を意図的に怠っていること。②他の多くの国がそうであるように、国際人権条約の実施監視機関である国連の各委員会からの「懸念」と「勧告」に対して、政府および自治体、国会および地方議会において議論を尽くすべきである。しかし日本では、政府も自治体もまるで無視し続けていること。国際人権規範と日本の法制度の乖離、あまりにも大きなこの格差に対して、私たちは新たな発想のもとでの取り組みを模索せざるをえなかった。

そのような問題意識に基づいて私たちは、約1年間にわたる議論を経て1998年1月15日、「外国人住民基本法(案)」を作成した。外キ協の運動は、「外登法の抜本改正を求める」運動から、「外登法・入管法の廃止」と「外国人住民基本法の制定」を求める運動へと進んだのである。

(5) 指紋制度の全廃と、世界の「反転」

1980年代最初の指紋拒否から19年後の1999年8月、「指紋制度全廃」を含む4回目の外登法「改定案」が国会で成立し、翌年4月から実施された。4回目とは、3年ごとから5年ごとの指紋押捺(1982年改定法)、原則一回だけの指紋押捺(87年改定法)、永住者・特別永住者だけ指紋免除(92年改定法)、そして指紋制度全廃(99年改定法)ということであり、日本政府・法務省はこの17年間で4回も改定を重ねることになったわけである。

1980年代、指紋拒否・留保者は1万人を超えた。出頭呼び出しを拒否して逮捕された指紋拒否者は22人。肉親の葬儀出席のため、あるいは留学のため出国しようとしたが、再入国許可申請を不許可とされた指紋拒否者は107人。在留更新を不許可とされた指紋拒否者は22人(そのほとんどが牧師・神父)。在留期間を短縮された指紋拒否者は3人。こうした闘いの中で、2000年4月1日、指紋制度は全廃されたのである。じつに20

年間の長期にわたる闘いの成果であった。

しかし2001年9・11以降、世界では「反テロの戦い」を口実としてマイノリティが敵視・排斥され、さらに日本では2002年9・17以降、在日コリアンに対するさまざまな暴力が続いていく。また、1990年代後半から、「新しい歴史教科書をつくる会」をはじめとする歴史修正主義が公然と唱えられ、さらに外国人の存在そのものを敵視・排除しようとする「草の根」排外主義が登場した。そして2007年11月20日、「外国人指紋制度」が復活し、日本のすべての空港・海港で実施された。

このような時代にあるからこそ、私たちは出発点を確認し、「外国人住民基本法」という共生のビジョンを、21世紀への「メッセージ」として高く掲げていくことが必要なのである。

(6) 外キ協運動の到達点

私たち外キ協は1987年、結成にあたって、次の3点を「目的と活動」に定めた。

- ①指紋制度の完全撤廃をはじめとする外登法の抜本改正にむけキリスト教界の一致した意見・意志の表明と行動を創造する。
- ②教会関係組織の外登法問題にかかわる運動体と、各教派・団体代表者名による組織的かつ機動的な支持の一本化のもとに運動を進める。
- ③組織は継続的な協議会として構成する。

これまでの25年間の取り組みにおいて、「指紋制度の完全撤廃をはじめとする外登法の抜本改正」を勝ち取るまでには至らなかったが、外登法に示される日本の外国人法制度の非人間性を広く日本社会にアピールし、運動のダイナミズムの中で何回かの「改正」をもたらすことができた。

また、個教会、各教派・団体において、在日外国人の人権問題を「教会の宣教課題」として広く、かつ深く提起することができた。そしてエキュメニカルな働きを具体的に示すことができた。

このような到達点に達した要因と背景は、次の諸点にあるだろう。

- ①毎年開催した全国協議会・全国集会での聖書研究やメッセージを通して、外キ協としての取り組みの意味、キリスト者としての闘いの意味についてつねに聖書から聞く、という姿勢を大切にしてきたこと。

- ②外登法「問題」、外国人「問題」の当事者は、じつは日本人であり日本社会であるという認識で一貫してきたこと。

- ③毎年、全国協議会で合意した目標に向けて、それぞれが邁進したこと。そこでは、教派を超え、地域を超えて、水平な関係性を固持してきたこと。

- ④外登法問題を通して、各教派・団体および個教会が戦後日本の植民地主義と人種主義を広く認識するようになったこと。そして、1998年に市民法案として作成した「外国人住民基本法（案）」の制定運動は、各教派・団体および個教会において、急増する在日外国人、急増する外国人信徒と「共に生き、共に生かし合う」関係性をどのように作るのか、どのような信仰共同体を作るべきなのか、という宣教課題として広く認識させるようになったこと。

- ⑤1990年から始めた「外登法問題国際シンポジウム」は、次の諸点において外キ協運動に大きな推進力を与えてくれた。

◇「韓国基督教教会協議会人権委員会（のち正義と平和委員会）」「韓国教会在日同胞人権宣教協議会」「韓国カトリック司教会議正義と平和委員会」との共催で国際シンポジウムが継続して開かれてきたこと。

◇そこでは、戦後補償問題をはじめ、日本と韓国の市民社会が直面する諸問題（移住労働者・移住女性の問題など）を共有し、日本・在日教会と韓国教会、それぞれ先進的な取り組みを学び合い、共有することができたこと。

◇日・韓・在日3教会の「共同の取り組み」として、韓国教会「在日同胞苦難の現場訪問」の実施、共同ブックレット『歴史をひらくとき』日本語版・韓国語版の発行、5年計画としての日本・在日キリスト者「青年の旅」の実施などが継続して取り組まれていること。

◇2010年7月、東京で開催された「韓国併合100年／在日100年 日・韓・在日教会シンポジウム」は、この20年間、日・韓・在日教会で積み重ねてきた議論の集大成でもあったこと。

- ⑥各地外キ連と各教派・団体の取り組み、そして全国協議会・全国集会と日・韓・在日教会シンポジウムの講演・発題などを、毎年、『全国集会

資料集』の中に記録し、共有していったこと。

- ⑦在日外国人の権利回復のさまざまな取り組みと国際人権活動の展開において、市民団体や弁護士、研究者、市民との広範囲なネットワークを作ることができたこと。
- ⑧上記のさまざまなプログラムを準備し運営するために、「定例の事務局会議」と「常設の事務局」が、限定された財政と人材のもとでも、その役割を担ってきたこと。
- ⑨これらの活動は、つねに世界教会の支援と連帯によって支えられてきたこと。

第2章 外キ協運動の転換と新たな課題

(1) 新組織の「目的と活動」

- ①「日本の歴史責任」および「外国人住民基本法（案）」の実現に向けて、キリスト教界の一致した意見・意志の表明と行動を創造する。
- ②外国人・民族的マイノリティの人権にかかわる教会関係組織と連携した取り組みを推進する。
- ③21世紀の外キ協運動、キリスト教運動を担う青年育成プログラムを推進する。
- ④上記の課題を、韓国教会・アジア教会・世界教会と連携しながら、日本にある各教派・団体代表者名による組織的かつ機動的支援の一本化のもとに運動を進める。
- ⑤組織は、継続的な協議会として構成する。

(2) 新組織の中長期的課題と活動(2012~17年)

- ①「外国人住民基本法(案)」の制定運動を、教会、日本社会に広く呼びかけて強力で推進していく。
- ②2012年7月から実施される「改定」入管法・入管特例法・住民基本台帳法に対する反対運動を、教会、日本社会に広く呼びかけて推進していく。
- ③東日本大震災によって被災した外国人への支援を、世界教会や、他の人権NGO、市民団体と共同して推進していく。
- ④「青年の旅」を継続すると共に、さまざまな青年育成プログラムを推進する。
- ⑤「韓国併合」100年／「在日」100年を憶えて、日・韓・在日教会の歴史と現在を検証する。

とくに「日本の植民地支配と教会」の実相を調査・記録していく。

- ⑥『<新版>歴史をひらくとき』を発行して教会学校などで活用するとともに、キリスト教学校と神学校における人権教育・歴史教育を推進していく。
- ⑦日・韓・在日教会シンポジウムを継続し、3教会共同の取り組みを推進する。さらに日本の歴史責任を踏まえて、沖縄教会や台湾教会などとの共同プログラムを準備していく。
- ⑧日・韓・在日教会シンポジウムで提起された「移住民に関する神学的研究」を韓国教会と共に進めていく。
- ⑨難民・移住労働者問題キリスト教連絡会など、在日外国人の権利にかかわる教会関係組織との共同プログラム、各地外キ連での難民・移住労働者・移住者支援のプログラムを推進していく。
- ⑩国内人権機関の設置運動、人種差別撤廃法の制定運動、国際人権活動などにおいて、他の人権NGO、市民団体と共同して推進していく。
- ⑪事務局は、上記プログラムを準備・運営するとともに、各地外キ連と各教派・団体の取り組みの情報センター、コーディネーターの役割を担っていく。
- ⑫上記の取り組みを着実に推進するために、財政基盤を確立する。

(3) 新組織の構成と財政基盤

- ①これまでと同様に、各地外キ連と各教派・団体とで構成し、年1回、全国協議会・全国集会を開催する。
- ②これまでと同様に、共同代表、事務局を設けて運営する。
- ③これまでと同様に、名刺広告、教派・団体の分担金、教派・団体のキャンペーン協賛金、全国集会の献金、書籍売上を財政基盤とすると共に、プログラム助成金・特別献金などを求める。

(4) 新組織の名称

新名称を、「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」（正式略称：外キ協）とする。

主 題●「宣教課題としての多民族・多文化共生」

日 時●2012年1月26日（木）午後2時 ～ 28日（土）午前10時

会 場●在日本韓国YMCA

主 催●外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

開催目的①外キ協運動25年間の到達点を確認し、新たな名称の下で、「日本の歴史責任」および「外国人住民基本法（案）」の実現に向けて、キリスト教界の一致した意見と意志を表明する。

②東日本大震災の外国人被災者への支援の取り組みについて協議する。

③2012年7月から実施される改定法に対する批判と取り組みについて協議する。

④日・韓・在日教会の共同の取り組みの到達点を確認し、新たな共同課題を協議する。

●1月26日（木） <新外キ協>結成総会

14:00~14:15	◇開会の祈り
14:15~15:15	◇記念講演①：李 清 一さん（在日韓国基督教会館館長） 「日本のキリスト教界における外キ協運動」
15:30~16:30	◇記念講演②：西原廉太さん（立教大学教授） 「世界のエキュメニカル運動とこれからのアジア教会」
16:45~18:00	◇加盟教派・団体と各地外キ連の代表者による一言アピール
18:15~20:00	◇交流会&夕食

●1月27日（金）

9:00~9:15	◇朝の祈り
9:15~10:30	◇聖書研究：川上直哉さん（仙台キリスト教連合被災者支援ネットワーク事務局長）
10:45~12:00	◇全体協議（1）「外国人被災者への支援」
13:00~14:30	◇講演：宣 元 錫さん（中央大学兼任講師）「韓国の外国人政策・移民政策の進展」
14:45~16:00	◇全体協議（2）「外国人住民基本法の制定に向けて」
16:15~18:00	◇全体協議（3）「年間活動計画」
18:30~20:30	◇特別講演：金 景 南さん（韓国教会在日同胞人権宣教協議会事務局長） 「韓国と日本の狭間で——韓国民主化運動、そして韓日連帯運動」

●1月28日（土）

8:45~9:45	◇全体協議（4）「年間活動日程」
9:45~10:00	◇閉会の祈り

◆全国協議会への参加は、事前の申込が必要です ⇒raik.kccj@gmail.com

.....

「外国人住民基本法」の制定を求める第26回全国キリスト者集会

主 題●「多民族・多文化共生の豊かさ、そして祝福」

日 時●2012年1月28日（土）午前10時30分~12時30分

会 場●在日本韓国YMCA 9階ホール

主 管●外国人住民基本法の制定を求める関東キリスト者連絡会（関東外キ連）

主 催●外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

第1部 10:30~12:30 ◇聖書・賛美・共同祈願

◇外国人住民の証言

◇メッセージ：林 巖雄さん（日本基督教団蒲田教会牧師）

「みんな共に座っている。なんという恵み、なんという喜び。」

第2部 12:30~13:30 ○昼食・交流

◆全国集会への参加は、事前申込が不要です。